

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係 新旧対照表

改正後	現行
<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>I－2 業務の適切性</p> <p>I－2－7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>（1）災害地における金融上の措置</p> <p>〔略〕</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 営業休止等における対応に関する措置</p> <p>電子債権記録機関において、<u>営業休止</u>等の措置を講じた場合、<u>営業休止</u>等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。</p> <p>（2）南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p><u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第4条</u>に基づき作成された「<u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画</u>」により、国は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の内容その他これらに関連する情報（以下「<u>巨大地震警戒</u>」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、電子債権記録業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に</p>	<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>I－2 業務の適切性</p> <p>I－2－7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>（1）災害地に対する金融上の措置</p> <p>〔略〕</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>電子債権記録機関において、<u>営業停止</u>等の措置を講じた場合、<u>営業停止</u>等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底するよう要請する。</p> <p>（2）南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、電子債権記録業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に</p>

改正後	現行
<p>応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域（注1）内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>（注1）「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。）に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定されている（注2、注3）。</p> <p>（注2）「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。</p> <p>（注3）「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定さ</p>	<p>応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>れている（注4）。</u></p>	
<p><u>(注4)「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>イ. 住民事前避難対象地域内の対応</u></p>	
<p><u>a. 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、営業休止の措置を講じる予定の営業店舗については、顧客に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により平時から予め周知することが望ましい。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>b. 営業時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、電子債権記録機関において、住民事前避難対象地域内に所在する本店その他の営業所の営業を休止するとともに、営業休止の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	
	<p><u>口. 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、電子債権記録機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホ</u></p>

改正後	現行
<p>c. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、電子債権記録機関において、本店その他の営業所での営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>(削除)</p> <p>d. 巨大地震警戒に伴う避難指示が解除された場合には、電子債権記録機関において、可及的速やかに平常の営業を行うよう要請する。</p> <p>e. 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、本店その他の営業所が業務を休止している間を除き、上記「(1) 災害地における金融上の措置」①に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</p> <p>口. 高齢者等事前避難対象地域内の対応</p> <p>a. 高齢者等事前避難対象地域内において、営業時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、電子債権記録機関が高齢者等事前避難対象地域内に所在する本店その他の営業所の営業を休止する場合（注）には、営業の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。</p> <p>（注）例えば、店舗における従業員が要配慮者等に該当したり、要</p>	<p>ームページに掲載するよう要請する。</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、電子債権記録機関において、本店その他の営業所での営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>二. その他</p> <p>i) 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、電子債権記録機関において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。</p> <p>ii) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、上記「(1) 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>配慮者等の避難を補助するため従業員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難の発令により営業継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。</u></p> <p>b. <u>休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、電子債権記録機関において、本店その他の営業所の営業を休止する場合には、当該電子債権記録機関が発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、営業の開始又は再開は行わないよう要請する。</u></p> <p>c. <u>巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、電子債権記録機関において、可及的速やかに平常の営業を行うよう要請する。</u></p> <p>d. <u>発災後の電子債権記録機関の応急措置については、営業所又は事務所が業務を休止している間を除き、上記「(1) 災害地における金融上の措置」①に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>② 事前避難対象地域外 <u>(南海トラフ地震防災対策推進地域（注）内に限る。以下②において同じ。) に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の巨大地震警戒発表時における対応について</u> <u>(注)「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指す。当該「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と規定されている。</u></p>	<p>② 事前避難対象地域外に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、電子債権記録機関において、事前避難対象地域内の本店その他の営業所が営業休止の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の本店その他の営業所については、居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、原則として平常どおり営業を行うとともに、その旨をポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に対して周知徹底するよう要請する。</u></p>	<p>電子債権記録機関において、事前避難対象地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、<u>当該営業停止の措置をとった</u>事前避難対象地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p>
<p>(3) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく総合政策局長に報告するものとする。</p>	<p>(3) 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p>